

民間資金等活用事業推進委員会総合部会検討会（概要）

日 時：平成21年1月20日（火）16：00～18：00

会 場：中央合同庁舎第4号館共用第3特別会議室

出席者：山内部会長、高橋委員、野田委員、宮本委員、

今道専門委員、小林専門委員、土屋専門委員、中島専門委員、美原専門委員

事務局：赤井民間資金等活用事業推進室長、稗田参事官、吉田補佐、山本補佐

議事概要：

山内部会長より、出席委員の数が総合部会の定足数に満たなかったため、当初予定していた第27回総合部会ではなく、検討会として議事を進めることとなった旨説明。

(1)「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方(案)」及び「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)」について

事務局より、契約の基本的考え方(案)、業務要求水準書の基本的考え方(案)について説明。委員からの主要な意見は以下のとおり。

【契約の基本的考え方：サービス内容、サービス対価の変更について】

・(B専門委員)物価高騰リスクのところ「契約締結日から竣工までの期間が長期であることから……選定事業者にとって大きな負担となっている」と記載されているが、これはおかしい。SPCは請負工事事業者にコストを転嫁して、出来高払いで払っている。期間だけの理由ではなく、価格の取り決め方法があらかじめ固定されていることで、選定事業者にとって大きな負担が強いとされている。これが論理的には正しいのではないかと。

・(D委員)18ページの国土交通省からのコメントを踏まえた修正は、おそらくインフレだけではなく、デフレの場合にも対応すべしということだろうが、文章を読むと物価高騰のことだけを想定している部分が残っている。

・(G専門委員)「契約締結日から竣工までの期間が長期であること選定事業者にとって大きな負担となっている」ということは、よくわかる表現になっていると思う。PFI事業は手間暇もかかり、契約締結から建物の完成まで、通常の公共工事と比べるとかなり時間がかかる。その間に変動リスクにさらされる機会が多く、また物価の上昇幅が大きくなり得る。

・(B専門委員)価格の決定には、リスクの問題や契約主体の問題が微妙に絡んでいる。何も期間だけの問題ではない。竣工までの期間が長いからということが唯一の問題であると読める文章は奇異な感じがする。

・(C委員)契約解除、物価変動という点において、当初設定した条件・状況から変化して、民間事業者にとってマイナスになった場合についてこれまで議論してきたが、反対にプラスになった場合も議論をしておかないといけない。その場合の対応の方法についても示しておく必要があるだろう。

・(事務局)そのような問題があるということ盛り込むこととしたい。

【契約の基本的考え方：任意解除、事情変更又は政策変更等による解除について】

・(B専門委員)実際に生じた損害として入札段階で生じた費用を考慮するのはおかしい。

S P Cにチャージされることなく、親会社が税務会計上控除して回収している。

・(G 専門委員) 任意解除の条項で触れている補償に関して、「費用」「逸失利益」等、用語に少しばらつきがあるので統一を図ったほうが良い。

・(H 専門委員) 27 ページの「(3) 逸失利益」のところの書きぶりのままだと、逸失利益が必要ないと受け止められかねない。補償ルールをよく精査することが必要であるということを書き入れなければいけない。

・(C 委員) 逸失利益のところは、中途半端な議論になってしまった。逸失利益は何かということをしきりと定義しておかないといけない。そもそも、利益は何かということを見ると、これはリスクとも関連してくる議論になり、簡単に言い切れないところがある。今、結論をいきなり出して、決定的に明文化するのはなかなか難しいのだろう。逸失利益とは何かを書いた上で、今後その区分ごとにどう考えるべきか、契約にどう反映するべきかという議論を行うといった形で書いていただきたい。

・(D 委員) 任意解除を濫用すべきではないという説明の部分は、もう少しシンプルにわかりやすく書いた方がいい。任意解除しても少なくとも施設整備にかかるものについては当然のごとく払われるべきということが理解できる書きぶりにした方がいい。運営の対価をどうすべきかということは、別途分けて書いた方がわかりやすい。

【契約の基本的考え方：情報共有と情報公開について】

・(A 専門委員) 融資契約の情報共有については、資料 1 の注 25 に書いてあることは重要。また、31 ページに融資契約の写しを管理者に出すということがマストと読み取られる表現は改めるべき。重要なポイントを管理者等が理解することが大切であり、融資契約の写しをそのまま出すということは、あくまで一つのオプションである。

直接協定については、実務的には例えば総務省から出ている平成 16 年 7 月の典型例が雛形になっているので、この雛形に沿っている限り言及は不要であり、あえてすべて公表する必要はない。

・(B 専門委員) 私も直接協定をすべてそのまま出せばいいというのは反対。ただし、それをもってして出す必要がないとまでは言えない。期限の利益の喪失事由に係る部分は、ガバナンスも含めて、基本的には正確に地方自治体を知る必要がある。情報公開を基本としながら、公開には留意する点があるとすべき。

・(C 委員) P F I 事業とは何か、それがどう在るべきなのかということから考えると、融資契約、直接協定は原則公開なのだろう。そもそも民間事業者はよほど特異な秘匿すべきことがあるのであれば参加しなければいい。極端な例で言えば、特許の内容を開示しなくなかったら、民間事業者同士でも契約などしないはず。そもそも融資契約そのものには秘匿すべきことはそんなにない。

・(A 専門委員) 直接協定については、雛形ができていたので、直接協定自体を開示することは、秘匿すべきことに触れることはないかなと思う。ただし、直接協定の内容を突き詰めていくと、融資契約を見ていかないとわからないという話になり、32 ページの融資契約についての記載内容がぶれていく可能性があることを懸念している。

・(D 委員) 直接協定はやはり公共団体が契約の当事者なので、基本は開示すべきなのは当然。ただ、直接協定も融資契約を見なかったらわからない。その融資契約は民と民との契約ということもあるので、すべての融資契約をオープンにするのは難しい。しかし、例えば、突然公共サービスがストップすることはあってはならないので、どういうときにデフォルトが発動されるのかといった基本的情報やエッセンスの部分は開示すべき。住民にとって何が最低限必要なのかという視点に立って考えるべき。

・(E 専門委員) 議員からも議会で求められることもあるので、やはり情報公開は必要。

・(C委員)一点、補足をしたい。サービス対価支払いへの質権設定、債務者代位権の行使等起こりうる要素を考えると、本来民間同士の契約だから開示しないとか、機を見たら開示する程度の話で議論が終えてはならないはず。今後の議論を深めるためにも、どういう契約関係なのかということはこのPFI推進委員会でデータベースなりを持って、誰にでも参考にできるようにすべきだろう。

・(F委員)デフォルトしたときに、サービスが止まるということを防げるような構造にすることをこの指針がちゃんと言っているかどうか重要。その視点からすると、少し書き方が弱いのかなと気になっている。

・(B専門委員)情報公開の注25で「融資契約上の権利義務関係の方が重要事項になることがある」とあるが、これは、重要事項ではなく優先して適用されるという関係なのだろう。財務制限条項とか様々なガバナンスというものは、事業者を律するためにハイヤースタANDARDであるもの。だからこそ、融資契約の内容を知る必要があるという論理になるのだろう。

・(H専門委員)情報公開は住民のために行っているのだから、33ページに書いてある「原則として住民に対しても公表されるべきである」は、「住民に対して公表されるべきである」と改めるべき。

【契約の基本的考え方：紛争解決について】

・(D委員)37ページで契約に携わった弁護士が関与することが「有効である」という表現を「基本とも考えられる」と修正しているが、この修正は非常にあいまいな表現でわかりにくい。当然、契約書に明確に書いてあれば、別にどの弁護士であろうと構わないはず。そもそも、契約があいまいであるから、その経緯を知っている弁護士でないとできないという前提が何か変ではないか。書きぶりはもう少し緩めていただきたい。

・(部会長)資料6の意見は、まずは立ち会った弁護士が関与することから始めるのが基本であるという趣旨なのだろう。

【契約の基本的考え方：その他】

・(G専門委員)7月に議論していたときは、約款の例が出てきていたが、今回それらがすべて割愛されている。これはかえって混乱がなくなり、成果物としてはわかりやすくなって、非常に結構なことだと思う。今後、この委員会で約款の議論をやっていけばいいのではないかと思う。

【業務要求水準の基本的考え方】

・(B専門委員)7ページで「対価についてもその水準を明確に示していく必要がある。」という記載があるが、これは、予定価格を開示したほうがよいものと捉えてしまいかねないので誤解を防ぐ説明の方がいい。

また、17~18ページの「(3)管理者等側のサービス利用者(ユーザー)の関与のあり方」は、根本的に書き直した方がいい。医師、看護師等が管理者の提供するサービスのユーザーであるという考え方は賛成しかねる。医師、看護師等は経営運営に関与する公的主体の一員ではないか。本当のサービスのユーザーは市民であり、この場合、患者だろう。

同様に、20ページの注2のEUの競争的対話の記載も、誤解を招く表現。競争的対話というものは何でもありで、公表できるという安易な表現は、EU委員会は使っていない。

・(D委員)競争的対話についてはこの書き方だと、本当に対話をして条件を変更していいのかが、変更してはいけないのかがよくわからない。実際にやる自治体の担当者がこれを読んだときのために、もう少し明確な形で書き直していただきたい。

- ・(C委員)競争的対話については、PFI法の附則第三条にあるとおり、議論を進めなければいけないことである。今後更に議論が必要だということがわかるように書いてほしい。
- ・(F委員)契約の方にはリスクの特定について最初の方に入れてもらったが、この業務要求水準の方では見つからなかった。例えば6ページ「II 業務要求水準書に求められるもの」、
、
でも、リスクの明確化、リスク分担は重要な項目だと思う。また、業務要求水準書を作る段階でのリスクのワークショップを行う過程が必要だということは書き入れていただきたい。
- ・(H専門委員)インプット仕様、アウトプット仕様というのが、わかるようでよくわからない。アウトプット仕様で求められるサービス水準、業務要求水準というものはどういうものなのかということがもう少し明確になるように何か工夫ができないか。達成すべきサービス水準をどうやって設定し、どうやって示すのが一番いいのかということについては、具体的方法が後半に少しは書いてあるが、読み手にとってわかりにくいという懸念がある。

本日の議論を踏まえて、2月の早い時期に事務局で(案)を修正し、持ち回りで委員間の合意形成を図った上で、山内部会長よりPFI推進委員会に報告することが了承された。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680,9681